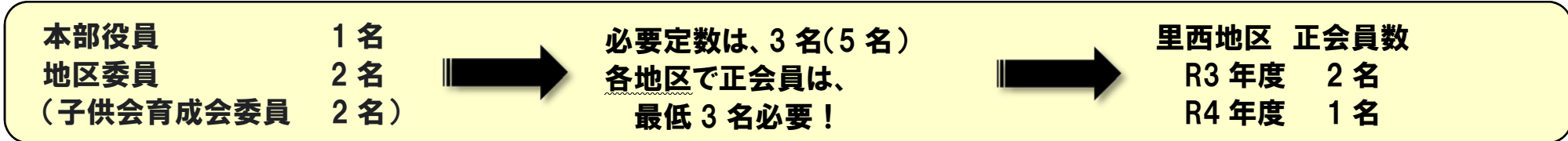


福束小学校PTA規約の一部改正についての概要

1. 見直しの背景

本部役員、地区委員および子供会育成会委員は、各地区から選出されています。

ところが、里西地区では正会員数が不足し、今年度の地区委員の必要定数を選出できておらず、来年度は本部役員の選出もできない見込みです。昨今の少子化の影響を受けて、世帯数が減少している他の地区も、近い将来に同様の状態になると考えられ、早急な規約の見直しが必要です。



※子供会育成会委員の選考基準は本規約対象外

2. 現状の問題点(他校比較)

① 役員の定数は、多すぎないか？

・福束小学校の役員定数は「8」、他の同規模の小学校に比べて多い。

② 役員の選出は、正会員が不足する地区からは難しい！

・地区から選出していない小学校もある。

③ 地区委員は、各地区2名必要か？

・他の小学校は、各地区1名。

	福束小	仁木小	大藪小	綾里小(大垣市)	日新小(大垣市)
児童数(人)	123	172	259	120	188
役員数(人)	8	6	5	6	6
地区委員(各人)	2	1	1	1	1
地区数	8	8	10	5	10
役員選出	1地区1名	地区(3分割)から	全体から推薦	全体から推薦	全体から推薦

福束小学校PTA規約の一部改正についての概要

3. 改善提案

① 役員の定数を改正します。

(現行) 8名 → (改正案) 6名

- ・他の同規模の小学校は、定数 5 人または 6 人で運営されています。
- ・6 名の役員で各種委員会の顧問および関連団体の委員(母親代表、子供会育成会代表)を兼ねます。
※交通委員長を廃止し、その役割を役員が兼ねます。(交通安全協会代表)

② 役員の選出方法を改正します。

(現行) 地区選出 → (改正案) 第 5、第 6 学年から選出

- ・正会員数が不足する地区では、役員選出ができません。
- ・年によって地区毎の正会員数は変動するため、安定した役員選出が難しい状況でした。
- ・正会員の少ない地区ほど負担が大きくなるため、公平な選出方法とは言えません。
- ・各種委員長と同様に学校行事をある程度把握している第 5、第 6 学年の正会員を対象にします。
- ・役員および各種委員の選出に係わる基準を明確化します。

③ 地区委員の定数を改正します。

(現行) 各地区 2 名 → (改正案) 各地区 1 名または 2 名

- ・正会員数が不足する地区から 2 名の選出は難しい。(今年度、里西地区は 1 名)
- ・基本は 1 名ですが、地区の事情に合わせて 2 名(正・副)の選出もできることとします。
- ・正会員数の不足により、委員を選出できない地区は、限定的な地区統合などで対応します。

福束小学校PTA規約の一部改正についての概要

4. 改正による効果

- 役員、地区委員の定数削減により、**保護者の負担軽減が期待**できます。
- 地区委員の定数、役員の地区選出を改めることによって、**正会員の少ない地区から選出できない問題点が解消**されます。(地区の正会員が1名でも規約成立)
- 役員の選出対象を改めることで、正会員の少ない地区に偏りがちであった**負担を平滑化**できます。
- 役員の選出対象を第5、6学年とすることで、**学校行事をある程度把握した役員による運営が可能**となります。
- 役員および各種委員の選出基準を明確化することで、**公平な選出が可能**となります。

5. 改正条項

	条文		施行予定日
規約	第六章 役員	第8条(役員の定数に関する条項) 一部改正 第10条(役員の選出に関する条項) 一部改正	令和3年4月 (総会承認日)
	第七章 本会決議機関	第11条(各種委員の定数に関する条項) 一部改正 第12条(各種委員の選出に関する条項) 条項追加	
細則	PTA 役員および各種委員選出基準	全5章 新設	令和3年4月 (総会承認日)